

出席停止の感染症の処置と要欠席日数（休養を要する日数）

R5. 5月改訂

☆治癒証明が無いと登園することが出来ませんのでご注意ください。

※出席停止（添付の罹患証明書に治癒の証明を
 いただいて提出して下さい。）

病名	出席停止期間
インフルエンザ	5日経過し、かつ解熱した後 3日間経過するまで。
百日咳	特有な咳が消失するまで。又は、 5日間の適正な抗菌性物質製剤による 治療が終了するまで。
麻疹	発疹に伴う発熱が解熱した後3日 を経過するまで。
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで。
風疹	発疹が消失するまで。
水痘 （みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた） になるまで。
咽頭結膜熱 （プール熱） （アデノウイルス）	発熱、咽頭炎、結膜炎、などの 主症状が消退した後2日を経過 するまで。
腸管出血性 大腸菌感染症	症状により医師において伝染の恐 れがないと認められるまで。
流行性角結膜炎	眼の症状が軽減しても感染力の残 る場合があり医師の指示に従う。
急性出血性結膜炎	医師の指示に従う。
新型コロナ ウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ 症状が軽快した後1日を経過する まで。 10日間が経過するまでは、ウイル ス排出の可能性があることから、 不織布マスクを着用する等ご配慮 をお願い致します。

※通常出席停止の措置は必要でないと考えられる感染症
 （幼稚園のプール遊びはご遠慮下さい。）

病名	予防方法
アタマジラミ	タオル・くしやブラシの共用を避ける。 着衣・帽子などの熱処理も効果的。 頭髪を丁寧に観察し、早期発見が大切。 発見したら一斉に駆除すると効果的。
水いぼ （伝染性軟属腫）	水泳でビート板やうきわを共用させない。
伝染性膿痂疹 （とびひ）	皮膚の清潔を保つ。病巣を覆うなどの 注意も必要。

※条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症
 （添付の罹患証明書に治癒の証明をいただいて
 提出して下さい。）

病名	登園基準
溶連菌感染症	医師による判断は必要だが全身症状 が良ければ登園可能。
ウイルス性肝炎	肝機能が正常になれば登園可能。 全身症状が安定した者については 一般的な予防法の励行を行えば 登園可能。
手足口病	全身症状が安定した者については 一般的な予防法の励行を行えば 登園可能。
伝染性紅斑 （りんご病）	発疹のみで症状の良い時は登園可能 但し症状の変化には注意。
ヘルパンギーナ	全身症状が安定した者については 一般的な予防法の励行を行えば 登園可能。
マイコプラズマ 感染症	急性期が終わった後症状が改善し 全身症状の良い者は登園可能。
流行性嘔吐下痢症 （ロタウイルス）	下痢、嘔吐症状が消退した後全身 症状が良い者は登園可能。

☆登園前のお子様の健康観察をして下
 さい

- ・ 寝起きの様子…機嫌よくさっと起
きられるか。風邪症状はないか。
- ・ 顔色、食欲…はればれとした顔色
で、食事は普通に食べたか。
- ・ 皮膚の様子…カサカサしていない
か、ブツブツはでていないか。
- ・ 全体の様子…なんとなく元気がな
いか、動作がいつもよりのろいと
か、変わった様子はないか。

集団生活において、流行を広げる可能性
 が高いと言われるのが感染症と指定さ
 れています。その感染の拡大を防止する
 ためにも、上記の感染症の診断を受けま
 したら、幼稚園へ必ずご連絡をお願い致
 します。